

■議案第74号 四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について

【要旨】

行政機構（地方公共団体の内部組織）は、その仕組みや構造が民主的かつ能率的なものとなるよう、行政活動の質的・量的な変化に応じて、不断に再編を行っていく必要があります。

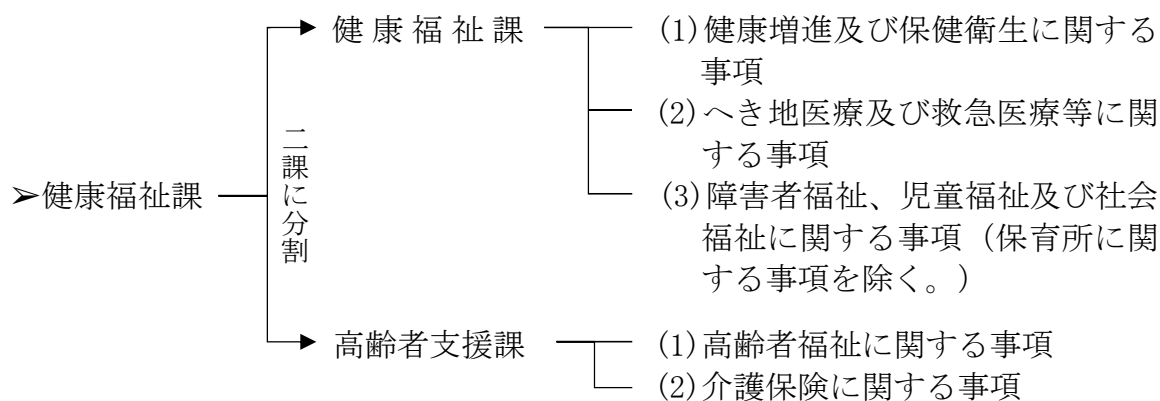
本町においても、四万十町まちづくり基本条例に定める「住民福祉の向上」はもとより、現下の社会情勢や行政課題、住民ニーズなどに的確に対応できる組織体制と執務環境への見直しが求められています。

このため、本庁東庁舎1階に配置している健康福祉課を分割し、高齢者福祉・介護保険事業部門を、高齢者支援を目的とした「高齢者支援課」として、西庁舎1階の町民課横に新設します。

これにより、現在、西庁舎の町民課で対応している後期高齢者医療制度等に加え、介護保険事業などの「高齢者に関する窓口を西庁舎1階に集約」することで、庁舎間の移動等に伴う来庁者の負担軽減を図り、あわせて年々複雑化する制度やこれに伴う職員数の増加等にも対応することで、住民サービスの更なる向上と行政運営の効率化を図るものです。

【改正内容】

町長の権限に属する事務を分掌させるため、町長の直近下位の内部組織として設置された10課のうち、健康福祉課を「健康福祉課」と「高齢者支援課」の2課に分割して11課に再編し、それぞれの分掌事務を次のとおり整理します。



【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

令和2年4月1日

【参考】

町村合併後における課等の主な再編状況（概要）

- 平成 21 年 4 月 … ○町民環境課から環境部門を独立させ「環境課」を新設
 - 上記に伴い、町民環境課を「町民課」に改名
 - 十和医療福祉センターを廃止
- 平成 26 年 4 月 … ○管財契約課を廃止し「総務課」に統合
 - 総務課内の防災対策室を分割し「危機管理課」を新設
 - 環境課と町民課を統合し「町民環境課」に再編
 - 総合支所を「地域振興局」として位置付け
 - 総合支所内の産業建設課を「地域振興課」に統合
- 平成 29 年 4 月 … ○商工観光課を「にぎわい創出課」に改名
 - 町民環境課内の環境行政部門を上下水道課に移管し、上下水道課を「環境水道課」に改名
 - 上記に伴い、町民環境課を「町民課」に改名
 - 人材育成に特化した「人材育成推進センター」を新設

【根拠法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（内部組織の編成）

第 158 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。